

2025年11月25日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介 様

長崎県高等学校教員組合
執行委員長 勝村 功



2025 年度賃金権利確定交渉（全体分）を終えての見解

標記の件については以下の通りである。

記

1. 交渉で示された県教委の回答に対しては次のように考える。
 - (1) 基本賃金の大幅な改善、一時金、教職調整額の改善、宿日直手当と通勤手当の改善、講師の初任給上限の引き上げ等、前進面があることを評価する。
 - (2) しかしながら賃上げは、物価上昇に追いつかず、実質賃金の下降傾向を克服できるものとなっていない。この点の改善は次年度の交渉における大きな課題である。
 - (3) 義務教育等教員特別手当は、この確定交渉では、第2回交渉で「国は自治体の運用に任せると言っており、九州各県、他の動きも見つつ検討」との回答があった後には、提案がなかった。
国通りの削減となれば、担任以外の教員は3分の2縮減となる。また担任か副担任かということのみで支給額に差をつけるならば、業務の押し付け合いが生じかねず、同僚性に基づく職場を破壊しかねない。
確定交渉は終わったが、この件については引き続き交渉を行うよう要求する。
 - (4) 時間外労働の解消、ハラスメント対策、空調の設置等において、一定の前向きな回答があったことを評価する。
 - (5) その他の要求に対して、前向きの回答がなかったのは残念である。特に休暇等の面で何ら改善がなかったことは遺憾である。
2. 義務教育等教員特別手当以外の部分において、県教委の回答は、不十分な部分も多くあるが、前進面もあり、このことを踏まえ、総合的判断として、県教委の回答を受け入れ、妥結したい。
3. 義務教育等教員特別手当については、交渉中であり、今回の妥結内容からは除外する。

以上